

## 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための 基本方針

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号。以下「促進法」という。）第3条第1項の規定に基づき、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ること及び水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することを図るための方針を定めることによって、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的としている。

今回定める第10次基本方針は、今後の海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るに当たっての基本的な指針として、平成24年に定めた第9次基本方針において示した今後の沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進の事項につき、その後の増養殖技術等の漁業技術の発展を考慮して必要な見直しを行ったものである。

この基本方針は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく水産基本計画と同じく10年程度を見通し、目標年度を平成39年度として定め、同計画及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3第1項の規定に基づく漁港漁場整備長期計画と相まった水産政策の効率的な推進に資するものとする。

### 第1 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

#### 1 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

##### (1) 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類

水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域において、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類については、別表に掲げる種類とする。

##### (2) (1) の種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

16万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚・原藻換算の重量である。

## 2 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

- (1) 増殖又は養殖を行う海域における水温が、増殖又は養殖に係る水産動植物の種類ごとにそれぞれ別表の該当欄に掲げるとおりであること。
- (2) 増殖又は養殖を行う海域における水質の基準が、それぞれ次のとおりであること。
  - ア 水素イオン濃度については、7.8以上8.3以下
  - イ 化学的酸素要求量については、あかがい、はまぐり、うちむらさき、あさり若しくはなまこの増殖又はかき、くるまえば若しくはのりの養殖を行う海域においては3ppm以下、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては2ppm以下
  - ウ 溶存酸素量については、ぶり、ふえふきだい、いしだい、いさき、たい若しくはいかの増殖又ははた、まぐろ、わかめ若しくはてんぐさの増殖若しくは養殖を行う海域においては7.5ppm以上、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては5ppm以上
- (3) 増殖又は養殖を行う海域における底質の基準が、それぞれ次のとおりであること。
  - ア 化学的酸素要求量については、あまだい、あかむつ、はた、ひらめ、かれい、ばい、えぞぼら、あかがい、たいらぎ、ほたてがい、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、うばがい(ほっきがい)、あげまき、たらばがに、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえばの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中20ミリグラム以下、とりがいの増殖又は養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中15ミリグラム以下
  - イ 硫化物については、あまだい、あかむつ、はた、ひらめ、かれい、ばい、えぞぼら、あかがい、たいらぎ、ほたてがい、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、うばがい(ほっきがい)、あげまき、たらばがに、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえばの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中0.2ミリグラム以下

## 3 1の(2)の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項

1の(2)の目標を達成するため、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域における漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関しては、当該海域の特性及び社会環境に応じ、生産力を持続的に活用するための合理的方策を検討しつつ、促進法第5条第1項の規定に基づく沿岸水産資源開発区域の指定及び当該区域についての促進法第7条第1項の規定に基づ

く沿岸水産資源開発計画の作成の促進を図るほか、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施する。

### (1) 水産環境整備の推進

生態系全体の生産力の向上を目指し、海域の自然条件その他の環境条件や増養殖対象生物の特性に応じ、産卵や幼稚仔の成育、成体の生育の場となる増養殖場の造成や魚礁の設置、藻場・干潟等の造成等をはじめとした計画的な水産環境整備を推進していくこととし、特に以下の点に留意するものとする。

- ア 増殖効果の発揮に向けた栽培漁業や他の資源管理施策との連携の強化
- イ 産卵や成長の各過程における良好な生育環境の確保
- ウ 自然環境等の変化に対するモニタリングと、その結果に応じて事業の実施・管理方法を見直す順応的管理手法の導入
- エ 水産生物の生息場ネットワークが構築されるよう、地方公共団体間での広域的な連携の推進

### (2) 栽培漁業の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗の供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を促進するとともに、放流効果の実証に努め、以下によって環境・生態系と調和した効率的な栽培漁業を推進する。

- ア 漁獲管理及び水産基盤整備と一体的な種苗放流の推進
- イ 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定に基づき都道府県が定めた基本計画による地域の主体的な取組の促進
- ウ 栽培漁業が沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の一層の推進
- エ 多種・少量・分散放流とならないよう対象種の重点化及び効率的な放流の推進
- オ 都道府県の区域を越えて回遊する広域種について海域栽培漁業推進協議会が策定した「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」に基づく取組の推進
- カ 関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等による共同種苗生産体制の構築の推進
- キ 遺伝的な多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針の種苗生産現場への普及
- ク 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の促進

### (3) 養殖の振興

養殖の効率化を推進するため、養殖施設、養殖作業合理化施設等の整備を促進するとともに、以下によって養殖生産の安定を図る。

- ア 養殖用配合飼料価格の変動に備えた経営安定対策の実施や養殖魚の成長を確保した低コスト養殖用配合飼料の開発

- イ 新たな養殖技術の開発及び実用化に向けた実証事業の促進や環境影響を緩和する技術の開発
- ウ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項の規定に基づく漁場改善計画において設定された適正養殖可能数量の遵守による漁場環境の改善
- エ 養殖対象生物の疾病に対する予防・診断・治療技術の開発、国内防疫対策及び輸入防疫対策の推進

#### （4）事業主体の連携

水産動植物の増殖又は養殖に係る漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に当たって、国、都道府県、漁業協同組合等は、相互に必要な調整を図りつつ、事業の効率的かつ円滑な実施に努める。

## 4 その他

水産動植物の生育環境の保全を図るため、赤潮・貧酸素水塊による被害の軽減、海洋ごみ、油濁等による漁場環境の悪化の防止、栄養塩の適正な管理等に資する取組を推進する。

## 第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項

### 1 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標

#### 1. 4万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚換算の重量である。

### 2 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域は、下記のとおりとする。

漁業種類	新漁場の予定海域	主な対象魚種
1 遠洋底びき網漁業	北太平洋中部 北西大西洋 南インド洋	おおめまとうだい等 からすがれい等 めだい等
2 まき網漁業	熱帯太平洋中部 熱帯インド洋	かつお等 かつお等
3 かつお釣り漁業	北太平洋中西部 熱帯太平洋中西部	かつお・まぐろ類 かつお・まぐろ類
4 まぐろはえ縄漁業	熱帯太平洋中東部 南太平洋中東部	まぐろ類等 まぐろ類等
5 いか釣り漁業	太平洋南西部	とびいか等

### 3 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項

新漁場における漁業生産の企業化に当たっては、次の事項に十分留意しつつ推進するものとする。

- (1) 対象海域における水産資源の調査研究並びに科学的根拠に基づく資源の持続的利用及び生態系の保全について関係諸国及び国際機関と積極的に協力するよう配慮すること。
- (2) 未利用資源の有効利用、漁業生産の合理化又は漁獲物の付加価値向上のための漁船、漁具・漁法、処理加工技術等の改良・開発を図ること。その際、国際競争力の確保に十分留意すること。
- (3) 消費者ニーズに対応するため、漁獲対象魚種の選定や対象魚種の品質等にも十分配慮するとともに、消費者への普及を推進すること。
- (4) ICT等の最先端技術の積極的導入等により、省エネ・省人化等操業の効率化を図ることで、徹底した経費削減を目指すこと。

### 第3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

#### 1 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針

##### (1) 海洋水産資源の管理の対象

管理の対象となる海洋水産資源の種類等は、次によるものとする。

###### ア 対象となる海洋水産資源の種類

我が国の領海、排他的経済水域等に賦存し、我が国水産業において主要な漁獲対象となっている資源であって、適切な維持・管理を行わなかった場合、その資源状態が悪化し、又は悪化するおそれのあるもの

###### イ 対象となる海域

我が国の領海、排他的経済水域等、我が国の漁業者がアの海洋水産資源を採捕している海域

###### ウ 対象となる漁業種類

自主的な管理の対象となる海洋水産資源を、自主的な管理の対象となる海域において利用する漁業種類のうち、農林水産大臣又は都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業種類及び当該海洋水産資源に対する漁獲による影響が相対的に大きい漁業種類

##### (2) 海洋水産資源の管理の方法及び期間

管理の方法及び期間は、次によるものとする。

###### ア 基本的な考え方

管理の対象となる海洋水産資源の資源状態や、生物学的特性等を踏まえ、その持続的かつ合理的利用に資する適切な方法により計画的に行うこと。また、自主的な管理に直接的に参加する漁業者による取組の実施のみならず、隣接海域や当該海洋水産資源への漁獲の影響が比較的少ない者も含め、基本的に関係する全ての漁業者の参画を得て行うこと。

なお、漁獲量の制限、漁船隻数の縮減等により漁獲対象魚種の取引分野における競争を実質的に制限しないこと。

###### イ 具体的な管理の方法

資源の持続的かつ合理的利用の目的に沿って、資源状態や生物学的特性等を踏まえ、産卵親魚量の確保、漁具・漁法、操業区域・期間、採捕のサイズの管理等の管理手法を組み合わせて行うこと。

###### ウ 資源管理指針・資源管理計画の推進

国又は都道府県が資源管理の基本的な考え方を示した資源管理指針に基づく漁業者による資源管理計画の作成及び当該計画による資源管理への参画を促すことにより、自主的な管理の推進を図ること。

#### エ 資源管理の見直し・改善

資源状態に応じた適切な資源管理が実施されるよう、科学的知見に基づく評価・検証を定期的に行い、管理措置の見直し・改善を行うこと。

#### オ 広域資源管理の促進

広域資源については、対象となる海域が都道府県の区域を越えたり、対象となる漁業の種類が農林水産大臣と都道府県知事の許可その他処分を要する漁業の双方に及ぶことから、必要に応じ漁業法（昭和24年法律第267号）第110条第1項の規定に基づき設置された広域漁業調整委員会の機能を活用する等により、関係者が一体となった取組を促進すること。

#### カ 資源管理の期間

対象となる海洋水産資源の生物学的特性等を踏まえ、管理の効果を得るために一定期間継続して行うこと。

## 2 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するために必要な国の関係行政機関が行う調査の課題及び方法に関する基本的な事項

### (1) 調査の課題

#### ア 海洋水産資源の水準等に関する調査の課題

それぞれの地域の漁業において重要な海洋水産資源について、当該漁業による利用状況及び当該漁業の社会的経済的状況を踏まえつつ、その生物学的特性及び生態、当該海洋水産資源が賦存する海域の環境特性等を解明するとともに、これらの変化についても迅速に情報収集し、得られた情報も考慮し当該海域における当該海洋水産資源の資源評価を行い、更にその精度を高めるように努めるものとする。

#### イ 管理技術の高度化等に係る調査の課題

生物学的特性等に適合した管理技術の高度化、漁業生産技術の改良等に関する調査を進めるものとする。

### (2) 調査の方法

#### ア 海洋水産資源の水準等に関する調査の方法

国は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、都道府県、その他関係団体等と連携しつつ各種の資源情報を収集・蓄積するとともに、関係者が資源状況について共通の認識を持てるよう、様々な機会を利用し、情報提供及び意見交換に努めるものとする。

なお、都道府県においても、国と緊密に連携しつつ、国が行う調査の課題及び方法に準じて調査を行うよう努めるものとする。

#### イ 管理技術の高度化等に係る調査の方法

大学や都道府県との連携・協力の下、調査の課題ごとに進めるものとする。

## 第4 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項

海洋水産資源の合理的利用を図り、水産物の安定供給及び漁業経営の改善に資するため、漁船、漁具・漁法等の既存の漁業生産方式を見直し、新たな漁業生産方式の企業化を促進するものとする。特に、漁業生産量の減少や資源をめぐる国際的な動向を踏まえ、徹底した経費削減と単価向上により収益性を向上させるとともに、資源の状況に見合った適正な生産規模と労働力不足に対応するための労働環境改善によって持続的生産及び国際競争力のある操業形態を実現する方向で総合的に対応するものとし、その際、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) ICT等の最先端技術の積極的導入等により、省エネ・省人化等操業の効率化を図ることで、徹底した経費削減を目指すこと。また、消費者ニーズや需給動向を見通した漁獲物の付加価値向上策等による単価向上を目指すこと。
- (2) 対象資源の資源状況に見合った漁具規模等の漁獲努力量の適正化により、資源の持続的利用を目指すこと。また、小型魚や希少種等の混獲防止技術の開発に取り組み、生態系保全にも配慮した操業形態を目指すこと。
- (3) 慢性的な労働力不足に対応するため、乗組員の労働負担の軽減、安全性の確保、居住性の向上等を推進すること。また、女性乗組員の受入れも可能となるよう配慮すること。
- (4) フォローアップ調査や普及・広報活動にも積極的に取り組み、新漁業生産方式の定着化を目指すこと。

## 第5 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項

漁業合弁事業は、これまでも我が国への水産物の供給、海外漁場の確保、沿岸国の漁業振興等に大きな役割を果たしてきており、今後、世界の水産物需給がひっ迫することが見込まれる中での我が国漁業の将来の在り方の一つとして重要なものである。また、実際の合弁事業に際しては、海外での企業経営の困難さを考慮し、長期的な視野に立つて行うことが重要である。このため、国は、漁業合弁事業を促進するに当たっては、我が国漁業への影響に十分配慮しつつ、合弁事業に参加しようとしている我が国漁業者に対して情報提供等を行うものとする。

## 別表

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
にしん	にしん	0℃以上	15℃以上17℃以下
ししゃも	ししゃも	0℃以上	20℃以下
さけ・ます	からふとます さけ(しろざけ) ぎんざけ さくらます べにざけ にじます [海面養殖]	2℃以上	15℃以上20℃以下
たら	まだら	0℃以上	11℃以下
あまだい	しろあまだい あかあまだい	11℃以上	24℃以下
しまあじ	しまあじ	12℃以上	25℃以上29℃以下
ぶり	ひらまさ かんばち ぶり	8℃以上	25℃以上29℃以下
あじ	まあじ	12℃以上	25℃以上29℃以下
べら	しろくらべら きゅうせん	21℃以上 8℃以上	31℃以下 26℃以下
ふえふきだい	ふえふきだい はまふえふき	15℃以上	24℃以上30℃以下
いしだい	いしだい いしがきだい	8℃以上	24℃以上29℃以下
あかむつ	あかむつ	10℃以上	15℃以下
すずき	すずき	5℃以上	20℃以上30℃以下
いさき	いさき	8℃以上	22℃以上28℃以下
すぎ	すぎ	21℃以上	31℃以下
はた	きじはた やいとはた くえ まはた すじあら	8℃以上 18℃以上 12℃以上 8℃以上 18℃以上	23℃以上29℃以下 31℃以下 32℃以下 23℃以上29℃以下 31℃以下
たい	くろだい みなみくろだい ちだい まだい	8℃以上 19℃以上 8℃以上 8℃以上	24℃以上29℃以下 27℃以上28℃以下 24℃以上29℃以下 24℃以上29℃以下
はたはた	はたはた	1℃以上	12℃以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
さば	まさば	10℃以上	23℃以下
さわら	さわら	15℃以上	25℃以下
まぐろ	くろまぐろ	13℃以上	25℃以上29℃以下
あいなめ	あいなめ	4℃以上	20℃以上29℃以下
かさご・めばる	めばる	4℃以上	20℃以上29℃以下
	たけのこめばる	6℃以上	28℃以下
	むらそい	5℃以上	27℃以下
	くろそい	4℃以上	20℃以上29℃以下
	うすめばる	4℃以上	20℃以上29℃以下
	きつねめばる	6℃以上	21℃以下
	かさご	4℃以上	20℃以上29℃以下
おこぜ	おにおこぜ	4℃以上	20℃以上29℃以下
ひらめ	ひらめ	2℃以上	20℃以上27℃以下
かれい	あかがれい	2℃以上	10℃以下
	いしがれい	2℃以上	20℃以上27℃以下
	まがれい	2℃以上	20℃以上27℃以下
	くろがしらがれい	2℃以上	20℃以上25℃以下
	まこがれい	2℃以上	20℃以上27℃以下
	くろがれい	2℃以上	20℃以上25℃以下
	めいたがれい	6℃以上	20℃以上22℃以下
	まつかわ	2℃以上	15℃以上23℃以下
	ほしがれい	4℃以上	22℃以下
かわはぎ	かわはぎ	6℃以上	20℃以上28℃以下
	うまづらはぎ	5℃以上	28℃以下
ふぐ	とらふぐ	6℃以上	20℃以上28℃以下
あわび・とこぶし	とこぶし	8℃以上	28℃以下
	ふくとこぶし	15℃以上	29℃以下
	めがいがわび	8℃以上	23℃以上28℃以下
	くろあわび	8℃以上	23℃以上28℃以下
	えぞあわび	1℃以上	19℃以上24℃以下
	まだかあわび	8℃以上	23℃以上28℃以下
たかせがい	さらさばてい	15℃以上	30℃以上35℃以下
さざえ	さざえ	10℃以上	23℃以上28℃以下
やこうがい	やこうがい	16℃以上	27℃以上28℃以下
とりがい	とりがい	8℃以上	25℃以上28℃以下
ばい	ばい	8℃以上	18℃以上28℃以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
えぞぼら	えぞぼら	3℃以上	10℃以下
あかがい	さるぼう あかがい	5℃以上	18℃以上28℃以下
たいらぎ	たいらぎ	8℃以上	24℃以上29℃以下
いたやがい	いたやがい	9℃以上	25℃以上28℃以下
ひおうぎ	ひおうぎ	11℃以上	26℃以上28℃以下
ほたてがい	ほたてがい	0℃以上	19℃以上23℃以下
かき	まがき いわがき	5℃以上	20℃以上30℃以下
しゃこがい	しらなみがい ひめじゃこ ひれじゃこ	22℃以上 17℃以上 17℃以上	28℃以下 27℃以上28℃以下 27℃以上28℃以下
はまぐり	はまぐり ちょうせんはまぐり	4℃以上	20℃以上28℃以下
うちむらさき	うちむらさき	6℃以上	27℃以下
あさり	ひめあさり あさり	-2℃以上	20℃以上28℃以下
ばかがい	みるくい ばかがい	7℃以上 6℃以上	28℃以下 22℃以上29℃以下
うばがい(ほっきがい)	うばがい	-2℃以上	19℃以上22℃以下
あげまき	あげまき	8℃以上	25℃以上28℃以下
くるまえび	くるまえび くまえび よしえび	8℃以上	25℃以上30℃以下
あまえび	ほっこくあかえび	0.5℃以上	11℃以下
ほっかいえび	ほっかいえび	-2℃以上	6℃以上23℃以下
いせえび	いせえび	12℃以上	25℃以上30℃以下
たらばがに	たらばがに はなさきがに	0℃以上 0℃以上	12℃以下 10℃以下
ずわいがに	ずわいがに	1℃以上	14℃以上17℃以下
けがに	けがに	3℃以上	8℃以上10℃以下
がざみ	のこぎりがざみ がざみ たいわんがざみ	8℃以上	24℃以上30℃以下
いか	あおりいか やりいか	17℃以上 6℃以上	24℃以上30℃以下 20℃以上25℃以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
たこ	まだこ	7℃以上	23℃以上27℃以下
	みずだこ	2℃以上5℃以下	20℃以上23℃以下
	やなぎだこ	2℃以上3℃以下	12℃以上13℃以下
うに	しらひげうに	15℃以上	20℃以上32℃以下
	あかうに	-2℃以上	15℃以上29℃以下
	ばふんうに	-2℃以上	15℃以上29℃以下
	えぞばふんうに	-2℃以上	15℃以上29℃以下
	きたむらさきうに	-2℃以上	15℃以上29℃以下
	むらさきうに	-2℃以上	15℃以上29℃以下
なまこ	まなまこ	-2℃以上	16℃以上29℃以下
ほや	まぼや	2℃以上	18℃以上24℃以下
	あかぼや		
あおさ	ひとえぐさ	8℃以上16℃以下	
あおのり	すじあおのり	8℃以上	29℃以下
もずく	おきなわもずく	18℃以上	27℃以上30℃以下
	もずく	8℃以上	23℃以上28℃以下
こんぶ	まこんぶ	-2℃以上6℃以下	17℃以上24℃以下
	ほそめこんぶ		
	みついしこんぶ		
わかめ	わかめ	2℃以上14℃以下	27℃以下
ひじき	ひじき	6℃以上	30℃以下
てんぐさ	まくさ	5℃以上	20℃以上28℃以下
	おおぶさ		
	なんぶくさ		
	おぼくさ		
のり	まるばあまのり	1℃以上13℃以下	
	うっふるいのり		
	あさくさのり		
	すさびのり		
	くろのり		
ふのり	ふくろふのり	6℃以上	29℃以下
とさかのり	とさかのり	7℃以上	29℃以下
おごのり	おごのり	8℃以上	26℃以下

(注) 2月及び8月の平均水温は、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物につき、増殖又は養殖を行う海域としての条件の目安を示したもの。